

成田市狭あい道路拡幅整備事業について

●事業概要

建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路に接する土地で建築を行う場合、当該道路の幅員が4m未満のときにはその中心線から2mの位置まで敷地を後退（セットバック）しなければなりません。

本事業は、後退部分の土地を成田市に寄付の申出をしていただくことで、その部分の整備を市が行うものです。

●事業対象者

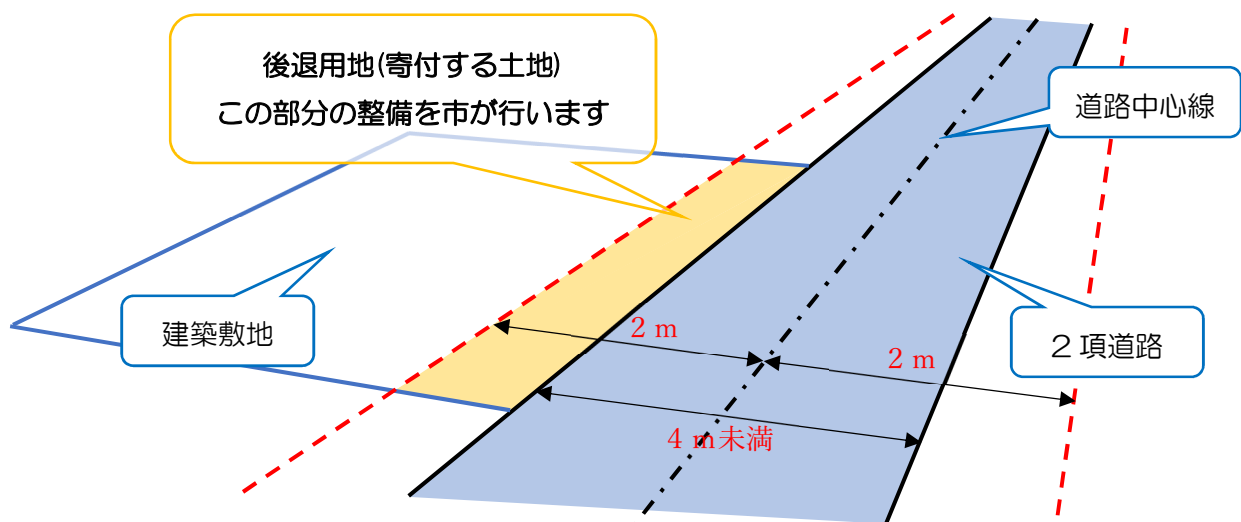
建築基準法第42条第2項道路（成田市所有のものに限る）に接する土地で建築を行う方、過去に行った方、または建築が行われた後にその土地を取得した方

●事業の条件

- ・後退前の元々の道路の境界が確定していること
- ・後退部分の土地（寄付する土地）に抵当権等の所有権以外の権利や、工作物等（塀・擁壁・建築物・立木など）が存在しないこと

●成田市が行う業務

- ・セットバック部分の測量，分筆登記，所有権移転登記，整備（舗装等）
- ※上記に加え、建築敷地が角地に位置する場合は、隅切りについても同様の整備等を行うことができます。



お問い合わせ先

成田市土木部建築住宅課 建築指導係

千葉県成田市花崎町 760 番地 成田市役所 5 階 (TEL:0476-20-1564)

●必要書類について

後退部分の土地の寄付の申し出を行うには、「後退用地寄付申出書」に必要な事項を記入の上、添付書類とともに成田市へご提出ください。

提出していただく書類は以下のとおりです。

- 後退用地寄付申出書（別記様式第1号）
⇒本事業の要綱で定められた様式です。押印欄には実印を使用してください。

- 付近見取図
⇒後退用地の位置がわかる地図等をご用意ください。

- 後退用地の区域を明示した図面
⇒敷地と前面道路の間の後退用地の形状や寸法等が把握できる平面図が望ましいです。

- 公図の写し
⇒法務局で取得できる書類です。敷地と前面道路及びその反対側の敷地が含まれているものをご提出ください。（原本をご提出ください）

- 後退用地を含む土地の登記事項証明書
⇒法務局で取得できる書類です。後退用地を含む土地（敷地）のものをご提出ください。（原本をご提出ください）

- 印鑑登録証明書
⇒測量分筆登記や所有権移転登記の際に必要なになりますので、申出後に当該登記を行うにあたって市から提出を求められた際にご提出願います。（原本をご提出ください）

- その他の添付書類
⇒状況に応じてその他の必要書類をご提出いただく場合があります。詳しくは成田市へお問い合わせください。